

ベルギーにおける地方自治制度の現地調査結果報告

クレアパリ事務所では、所管国であるフランス、ベルギー、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル、そしてルクセンブルクの地方自治制度を定期的に調査研究し、冊子媒体を通じて日本に対する情報発信を行っております。

近年では2005年に「スイスの地方自治」を出版し、また2008年には、2002年の出版以降長らくその改訂が待たれていた「フランスの地方自治」の改訂を実施、2009年8月末に公表しました¹。

このような各国地方行政事情の調査研究として、2009年はベルギーの地方自治に関する調査研究をおこなっています。クレアパリ事務所では2001年にクレアレポートという形で「ベルギーの地方自治」についての調査結果の公表をおこなっておりますが、中央集権体制から連邦制へ移行したベルギー王国の地方行政制度を調査研究することは日本の地方自治関係者にとって有益なものと考えております。

ベルギーでは1836年のオランダからの独立以降続いていた中央集権体制が、1970年代からの4回の憲法改正を含む一連の国家制度改革により、6つの連邦構成体による連邦制国家へと移行しました。

主に地域文化や言語問題に権限を有する3つの共同体政府(*Communauté*) (フラマン語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体)及び地域経済開発や地方行政管理に権限を有する3つの地域政府(*Région*) (フランデレン地域、ワロン地域、ブリュッセル首都地域)がそれぞれの領域や権限分野において自治をおこない、連邦政府の権限は国家防衛や貨幣経済など、国家単位での対応が必要となる分野に限定されています。

一方で地方自治体としての県(*Province*)やコミューン(*Commune*)は1830年のベルギー王国独立時から存在し、1988年の憲法改正によってブリュッセル(*Bruxelle*)を包括していたブラバント(*Brabant*)県が南北に分割して県の数が増えたこと、1977年のコミューン大合併によってコミューン数が3000近い数から589まで減少したことなど、大幅な地方自治組織の改編があったものの、連邦制移行までは全国一律の地方自治制度を取ってきました。

現在では地方自治に関する権限は連邦政府から地域政府に移譲され、ベルギー独特の地方自治制度である上位行政機関による行政監督制度(*tutelle administrative*)によって地域ごとの独自色の強い地方自治制度が実施されるようになりました。

地方行政組織について概要を説明しますと、地方行政の主体は議会であり、日常的な業務は議会で互選された執行理事会(*Collège*)が担っています。執行理事会は市長(*Bourgmestre* : コミューン)や代表理事(*Président* : 県)によって主宰されますが、基本的に

¹ 「フランスの地方自治」2009年改訂版はクレアHPで公開しています。<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/index.html>

は執行理事間に優劣はなく、それぞれが環境や都市計画といった権限分野を分担し、その代表として行政を運営しています。

なお、コミューンや県における地域政府の代表として、それぞれ市長や県知事(Gouverneur)が警察消防業務や治安維持業務などを管轄しています。このことから、コミューンの市長はコミューン議会によって選出された候補者から地域政府が任命する形式をとり、県知事は政治経験を有する人材から地域政府が任命する形式をとっています。

今回は、このベルギーの地方自治に関する調査研究の一環として、9月22日にワロン地域最大の都市であるシャルルロワ(Charleroi)市、翌23日にはシャルルロワ市を包括するエノー(Hainault)県を訪問し、行政関係者から直接地方自治に関するテーマについて聞き取りを行いましたので、その様子を報告します。

シャルルロワ市(Charleroi)は人口20万人強、面積100平方kmほどで、ワロン地域最大の都市です。首都ブリュッセルから電車で50分程南進した場所に所在し、その市庁舎の鐘楼は世界遺産に登録されています。



シャルルロワ所在地



シャルルロワ市庁舎(右奥が鐘楼)

シャルルロワ市が所在するワロン地域は、豊富な石炭資源と国際公用語としてのフランス語を日常語としていたことから、ベルギーの経済中心地として栄えていました。しかし2度の大戦や20世紀後半の石炭産業の衰退により、現在では経済的に疲弊しており、中心都市であるシャルルロワ市も例外ではありません。

シャルルロワ市庁舎ではヴィズール(M.Viseur)市長から、1時間30分にわたり、ベルギーの地方自治制度に関する説明、特にコミューン合併の影響及び上級行政庁による後見監督について説明を受けました。

1977年のコミューン合併から30年経った現在、その目的としたコミューン組織の基盤強化は人材面財政面において大いに効果が出ているが、一方で住民間には旧コミューンに対する帰属意識が根強く残っており、また生活環境や歴史的地理的ルーツの相違の解消は

非常に難しい問題と認識しているとのことです。

また、上級行政庁による後見監督制度については、公共事業の実施において県や地域政府による合法性、適時性の監督を適宜受けるが、実質上は事業計画の策定段階から上級行政庁との綿密な協議を実施しており、事業実施の段階で差し止めを受けることはほとんどないとのことでした。地方自治の理念に反するのではないかという問いに対しても、あくまで事業主体は地方自治体であり、行政監督制度を通じて県や地域政府のアドバイスや協力を得られる面を考慮すれば、適切な地方自治運営に必要な制度であるとのことでした。

シャルルロワ市での訪問調査の終了時、ヴィズール市長は我々を市庁舎の正面玄関へと誘い、そこにあった姫路城の模型を見せてくれました。シャルルロワ市と兵庫県姫路市は1965年から姉妹都市提携を結んでおり、ヴィズール市長が姫路市との交流のさらなる発展に意欲を見せていたことが非常に印象的でした。



クレアパリ事務所次長とヴィズール市長



シャルルロワ市庁舎の姫路城

翌 23 日には県組織に対する訪問調査ということで、エノー県組織が所在するモンズ(Mons)を訪れました。エノー県最大の町であるシャルルロワではなく、人口 9 万人程度の町が県庁所在地であることは、実際に訪問してその歴史的な町並みを見ることで納得できました。モンズは経済開発の進んだシャルルロワと異なり、昔ながらの風情漂う町です。

エノー県はブリュッセルの南方、フランス国境に接する人口 130 万人、面積 3786 平方 km の県で、シャルルロワ市やトゥールネ(Tournai)市などを代表とする 69 のコミューンが所在しています。

今回の調査訪問では、モンズ中心部に所在する県知事庁舎において、知事秘書官のデライエ(DELHAYE)氏からエノー県の概要や県知事の業務内容、そしてコミューンの上位行政機関である県としての後見監督制度について聞き取りを行いました。

エノー県は県内に所在する 69 のコミューンに対する行政上の後見監督を行いつつ、コミューン単独では効率的な事業運営が困難である教育、職業訓練、文化施策、観光振興、社会福祉政策を広域的に実施しており、特に障害者支援政策では他県よりも積極的な事業運営を行っているとのことです。

また県知事の業務としては、県予算のコントロールや警察官僚としての領域内の治安維持等、地域政府の県における代表者としての役割が中心となっているとのこと。

一方で、県によるコミューン等への行政の後見監督制度については、コミューンからの事業案件等は県ではなく、直接地域政府に提出され、地域政府が県による後見監督が望ましいと判断した案件だけ、県にその判断を委ねるという形式を取っているとのことでした。

実質的に地域政府が全ての後見監督権を担っていることについて、デライェ氏は1977年のコミューン合併による基盤強化及び地域政府の出現によって県の存在意義を問う議論が根強く存在していることを認めつつ、「地域政府が主に経済振興に取り組んでいる一方、コミューン単独では為し得ない、社会福祉や観光振興、コミューン職員等の職業訓練などを権限とする県組織は住民福祉の向上に必要不可欠な組織である」と強調しました。

ベルギーの地方行政制度は日本のものと異なる点が多く、単純に比較検討することは困難ですが、地域政府に対して連邦政府からの多くの権限が移譲されることによる地方分権が急速に進展していること、及び30年前に実施された全国規模でのコミューン合併の結果が、今後日本の自治体が直面する可能性のある同様の課題解決に非常に有益であることなどから、クレアパリ事務所では今後もベルギーに関する調査研究を継続したいと考えています。



エノー県知事庁舎

2009年9月28日

クレアパリ事務所 所長補佐

森屋 直樹（山梨県派遣）